

(仮称) 尼崎市こども家庭センター 設置基本方針 (案)

令和4年1月



尼 崎 市





目次

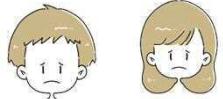
1	児童相談所設置の背景	4
2	策定の目的	5
3	児童相談所の基本理念	6
(1)	尼崎らしい児童相談所の姿	6
(2)	一時保護の視点	7
(3)	社会的養護にかかる支援	7
(4)	他機関との連携	8
4	組織・人員配置・人材育成	9
(1)	組織	9
(2)	人員配置	9
(3)	人材確保・育成	10
5	施設整備	11
(1)	施設整備のコンセプト	11
(2)	施設規模	12
(3)	整備予定地	13
(4)	児童相談所設置に係るスケジュール（予定）	13

※（仮称）尼崎市こども家庭センターは法に定める児童相談所を指します。

※児童相談所は一時保護所機能を含みます。

【児童相談所とは】

子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。



I 児童相談所設置の背景

本市の児童虐待相談対応件数（表1）は、平成27年度から令和2年度の6年間で約2倍に急増しています。全国的な増加傾向と同じく、本市においても児童虐待相談対応件数は年々増加傾向で、児童人口1,000人あたりで比較すると、平成28年度は全国を少し下回ったものの、総じて全国、兵庫県よりも高い件数が続いているいます。

本市の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）における虐待相談管理ケース（表2）においても平成27年度から令和2年度で約1.6倍に増加しています。また、本市の児童虐待相談種別の割合（図1）では、全国、兵庫県と比較して、ネグレクトの割合がかなり高くなっているのが本市の特徴でもあります。

こうした状況に対して、いかに取り組み、適切な支援を通じて、どう改善につなげていけるのかが本市の喫緊の課題です。

【表1】

児童相談所における児童虐待相談対応件数（新規）						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
尼崎市 (児童人口1,000人あたり)	466 (8.1)	388 (6.7)	516 (8.9)	767 (13.3)	847 (14.6)	897 (15.5)
兵庫県 (児童人口1,000人あたり)	3,281 (4.1)	4,104 (5.1)	5,221 (6.5)	6,714 (8.3)	8,308 (10.3)	8,816 (10.9)
全国 (児童人口1,000人あたり)	104,699 (5.7)	125,698 (6.9)	135,473 (7.4)	165,424 (9.1)	192,984 (10.6)	200,851 (11.0)

（出典）全国：福祉行政報告例、兵庫県・尼崎市：ひょうごの児童相談

令和2年国勢調査

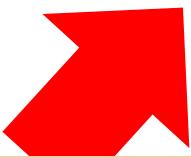


6年間で約2倍に増加！！

【表2】

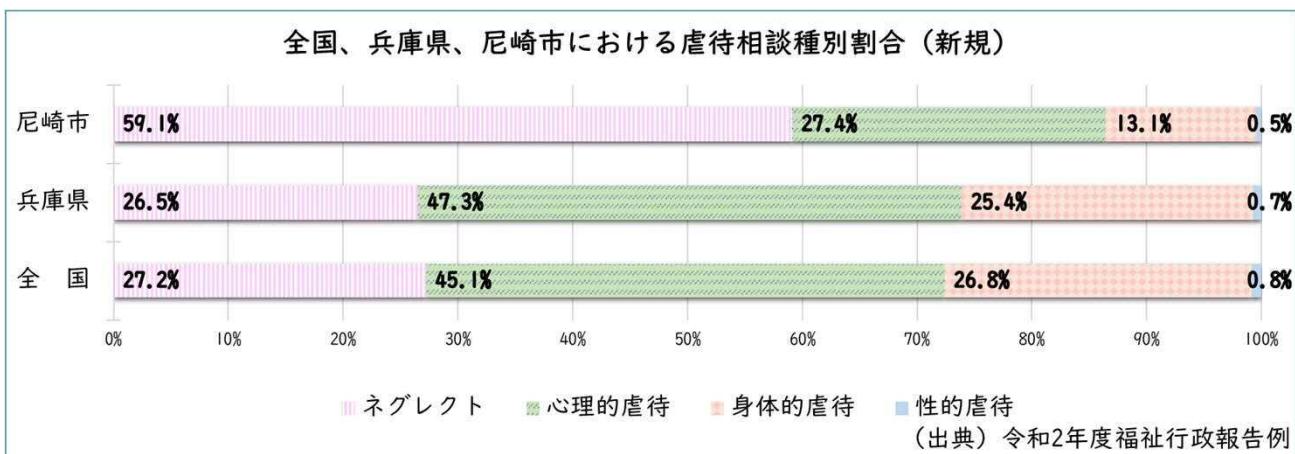
要保護児童対策地域協議会管理ケース（新規+継続）						
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合計	1,752	2,262	2,321	2,505	2,605	2,826
身体的虐待	501	413	340	376	380	388
性的虐待	19	11	6	5	5	9
心理的虐待	498	483	431	425	396	452
ネグレクト	734	1,355	1,544	1,699	1,824	1,977

（出典）尼崎市要対協調べ



6年間で約1.6倍に増加！

【図1】





2 策定の目的

本市では、これまで家庭児童相談員（非常勤）を配置し、相談指導業務を行ってきましたが、児童虐待相談の増加等に伴い、様々な児童福祉法の改正等が行われる中、令和元年10月には子ども家庭総合支援拠点として「子どもの育ち支援センター いくしあ」（以下「いくしあ」）を開設しました。

いくしあでは、日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行っています。基礎自治体として、児童相談所の介入が必要なケース自体の減少を図るために予防的アプローチを行うことは重要な取組であり、本市においては、いくしあに要保護児童等にかかる相談・支援のために児童ケースワーカーとして正規職員等を配置し、取り組んでいます。

しかしながら、前述のとおり本市の児童虐待相談対応件数は年々増加傾向であることを踏まえ、1つの自治体で児童相談所機能も担い、関係機関や様々な資源（※）とも連携し、一貫した支援を実現することで、児童虐待等により効果的に対応していきたいと考えています。そのため本市では、「わいわいキッズプランあまがさき」の計画に位置付けた上で、児童相談所の設置を目指すことしました。

児童相談所設置の検討を進めるにあたり、本市の児童福祉行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえた児童相談所を設置するための基本的な考え方を示す基本方針を策定します。この基本方針では、本市における児童相談所の位置付けや運営方針を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出することで、目指す姿など児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的としています。なお、本方針に定めたものを基本としつつも、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

(※)様々な資源

- ・社会資源…学校、病院等
- ・地域資源…子ども食堂や子どもの居場所といった地域の支援団体等





3 児童相談所の基本理念

基本理念

子どもファーストな視点に立った 予防から自立まで一貫した支援の実現

・いくしあと一体的に子ども一人ひとりに寄り添った支援を実施します

いくしあと密接に連携し、子どもの声を聴きながら、子ども一人ひとりの背景や状況に合わせた柔軟な支援を実施します。

・信頼される、開かれた児童相談所を目指します

児童虐待等の未然防止から措置等による継続的な関わり、その後、自分らしく生活できるまでの一貫した支援を実現することで、市民の皆様から信頼されるとともに、基礎自治体の強みを生かし府内関係各課や社会資源、地域の支援者等とともに支援する開かれた児童相談所を目指します。

(1) 尼崎らしい児童相談所の姿

① いくしあとの一体的な運営

福祉・保健・教育が連携した総合的な支援を行ういくしあと児童相談所が一体的な運営を行います。

- いくしあと児童相談所が保有する情報の一元化

⇒ 支援を必要とする子どもの情報をいくしあで一元的に受付・管理していますが、児童相談所の設置に合わせて児童相談所が保有する情報も一元化を図り、より多くの情報を共有し、支援に生かしていきます。

- いくしあとの共通の支援方針

⇒ 子どもや家庭に対する日頃の支援や一時保護等の緊急時の支援、施設入所措置等の支援の方向性等を定めていくにあたって、合同での受理会議や援助方針決定会議を実施するなど、いくしあと共通の支援方針のもと支援を実施します。

② あまがさき・ひと咲きプラザや多様な支援者との有機的な連携

- あまがさき・ひと咲きプラザにおいて、児童相談所といくしあはもちろんのこと、教育委員会や子どもの居場所づくり等を行うユース交流センターとも連携し、プラザ全体で「学びと育ちを支援する」ための運営を行います。

- 地域の多様な支援者とともに重層的かつ、きめ細やかな支援体制を目指します。

③ 子ども一人ひとりに寄り添った支援

- 子ども自身の声をしっかりと聴き、子ども自らが相談しやすい児童相談所とします。

- 子ども一人ひとりに合わせ、年齢で支援が途切れることがないよう自立までの柔軟な支援プランを策定します。

④ 支援策の充実と専門性の確保

いくしあで既に取り組んでいる支援プログラム（回復支援プログラムやペアレントトレーニング等）に加え、子どもの心に配慮したトラウマインフォームドケアや保護者の行動変容を促す認知行動療法等の専門家等と連携した新たな支援プログラムの開発と実践を行います。

⇒ 虐待等によって傷ついた子どもの心のトラウマに配慮できるなど高い専門性を確保します。

⑤ 第三者評価の活用

- より良い児童相談所の運営を図るため、児童相談所の行う支援・措置等について第三者機関による評価を活用します。



(2) 一時保護の視点

① 子どもが安心できる一時保護の実施

- ・ 子どもにとって安全な施設であるだけでなく、子どもの声を聴き、安心感を持てる一時保護所の運営
- ・ 一時保護中でも馴染みのあるいくしあ職員が関わるなど、環境変化による子どものストレスを可能な限り低減
- ・ 子ども自身が「温かく受け入れてくれる」と思える一時保護所の運営

② 子どもの権利が守られる一時保護の実施

- ・ 日常とのつながりの維持・確保
- ・ 学習保障（通学支援等）
- ・ パーソナルスペースの確保
- ・ プライバシーや多様性への配慮

③ 個々に応じた一時保護の実施

- ・ 本市に多いネグレクト家庭等の養育環境整備のための一時保護所の活用
(各種サービスのコーディネート等の予防的支援を重視)
- ・ 個々の状況に応じた里親や児童養護施設等の活用

(3) 社会的養護にかかる支援

社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行い、社会全体で子どもを育むことです。

本市においては、里親での養護と児童養護施設等での養護の両面から子どもにとって適切な養育環境のもとで、安心して生活できる場を確保することで、子どもと家庭への支援の充実に向け検討していきます。

① 里親

里親制度の啓発のほか、里親への支援に向けた取組みを進めます。

・ 里親カフェ

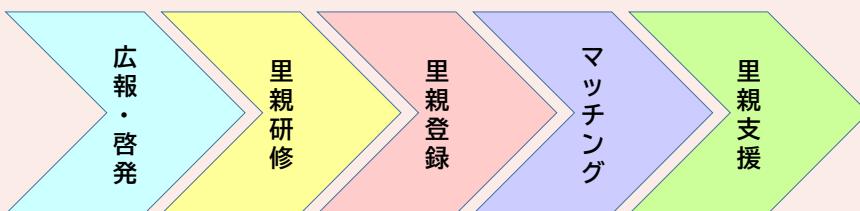
地域の方が里親を囲み、里親の経験を聞いたり、疑問等に答えてもらえる里親カフェを開催します。

・ 里親相談会、出前講座

里親の担い手を増やすため市民を対象とした各種里親相談会を開催します。また会社の研修やPTA会合等に制度説明の出前講座を実施します。

・ 定期的な里親訪問等

里親訪問等を通じて子どもと里親の状況を把握するとともに、必要な情報提供や相談支援を行います。



< 里親の種類 >



② 児童養護施設等

児童養護施設等での小規模で家庭的な養育環境を確保するとともに、専門的な支援が行われるよう検討していきます。また児童養護施設等を退所した後も、社会的自立に向けた支援を必要とする方もいるため、その取組みについても検討します。

(4) 他機関との連携

① 包括的な支援体制の構築

児童虐待への的確な対応や未然防止の徹底を図るために、いくしあと児童相談所の連携はもちろんのこと、関係機関や市民の日常に密着した地域資源とも連携し、継続的な支援を行うことが必要不可欠です。

関係機関や様々な資源とも情報を共有し、同じ支援方針のもと、社会全体で子どもを見守り、またその家庭を支える包括的な支援体制の構築を行います。



※要対協…要保護児童対策地域協議会

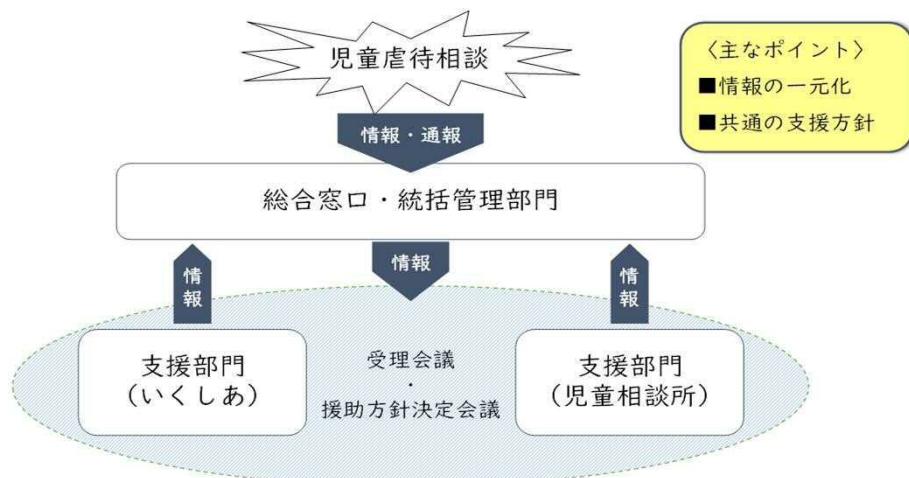


4 組織・人員配置・人材育成

(1) 組織

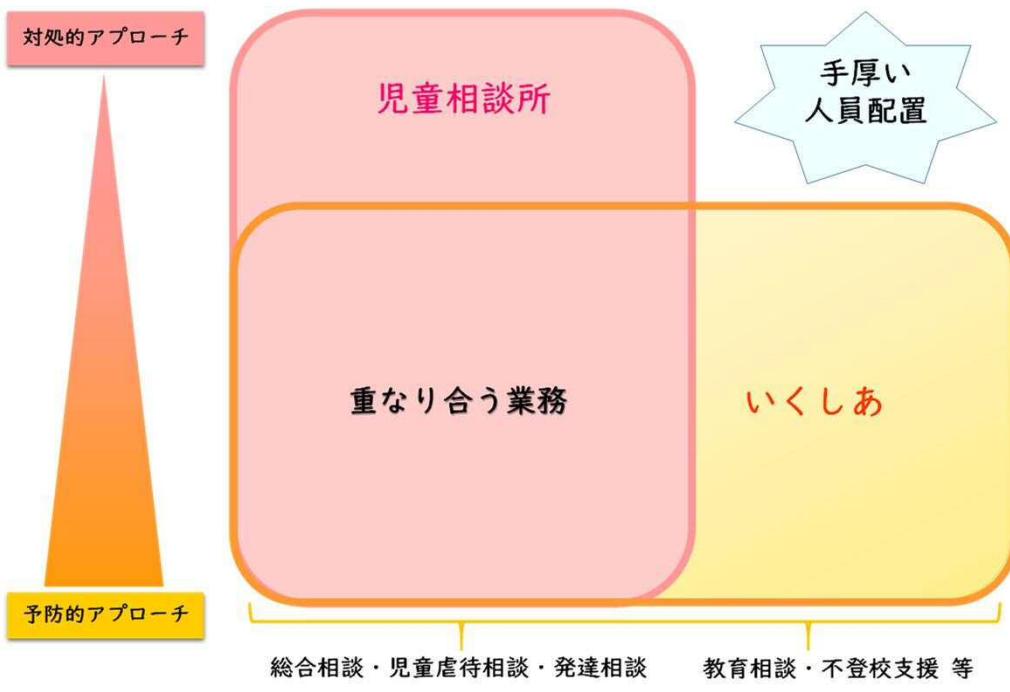
いくしあを中心とした子ども一人ひとりに寄り添った支援ができるような組織運営を行います。虐待相談等の情報を総合窓口・統括管理部門で一元管理することでケースの進行管理を行い、またいくしあと児童相談所との合同の受理会議・援助方針決定会議を行うことで共通の支援方針のもと、支援を実施します。

【いくしあと児童相談所の連携体制】



(2) 人員配置

本市では子どもと家庭に寄り添った支援を行う基盤として、いくしあをすでに開設しています。児童相談所の設置にあっても、いくしあを有する強みを生かしながら、専門職の配置を含め、全体として手厚い人員配置を目指します。





(3) 人材確保・育成

近年の法改正等により、専門職員の増員が求められています。児童虐待相談対応件数は年々増加しており、児童福祉司等の人材の確保・育成は課題です。本市においても、子どもや家庭等への適切な支援を実施するために、経験者の採用、研修や実務等を通じた職員のスキルアップが重要です。本市では以下のとおり人材の確保・育成に取り組んでいきます。

■ 専門職、経験者の採用等による人材確保

本市では、令和3年度より新たに心理職の採用試験を開始しました。臨床心理士及び公認心理士の資格保有者は一次試験免除など専門職確保に向け、取り組んでいます。

またこれまでも福祉職の採用や尼崎市社会福祉事業団から専門職の派遣受入も行っており、引き続き経験者も含めた児童福祉司・児童心理司等の専門職の確保に努めています。

■ 児童相談所設置自治体への職員研修派遣の実施

本市では、平成29年度より兵庫県こども家庭センターへ職員の研修派遣を実施しています。

引き続き、兵庫県等の児童相談所に職員を派遣し、職員のスキルアップを目指します。

■ 更なる専門性確保のための内部研修の実施

児童福祉法に定められた研修以外に、事例検討のグループワークのほか、外部講師を招いたテーマ別研修や事例検討会を実施し、また支援プログラムの開発・実践することで職員のスキルアップを目指します。



5 施設整備

尼崎市が児童相談所を設置するにあたっては、国庫補助金等を活用し、新たな施設を整備します。

(1) 施設整備のコンセプト

- いくしあと児童相談所との連携のしやすさ
- 児童相談所と一時保護所との連携のしやすさ
- あまがさき・ひと咲きプラザ内の施設・機能を活用した有機的な整備
- 子どもの人権に配慮した一時保護所
(日常とのつながりを感じられる、学習が保障される、パーソナルスペースが確保される等)
- 溫もりを感じられ、安心できる建物
(安心できる児童相談所・一時保護所)

■ 一時保護所の整備の視点

本市では、子どもの人権に配慮した開かれた一時保護所の設置・運営を目指すとともに、一時保護児童に対するより良い支援を行うにあたり、以下の点に考慮した機能を持つ施設整備を検討していきます。

考慮する機能	内 容
学習環境	<ul style="list-style-type: none">● I C T 教育に対応できるオンライン授業等の環境の確保● 集団での学習が難しい子どもに対応できる環境の確保● 通学が可能な子どもの通学支援
プライバシーへの配慮	<ul style="list-style-type: none">● 居室の個室化● パーソナルスペースの確保
多様性への配慮	<ul style="list-style-type: none">● ユニバーサルデザインに配慮した環境の確保● 個浴できる環境の確保
家庭的な雰囲気の確保	<ul style="list-style-type: none">● ユニットの設置● 開放感のあるリビングの設置



(2) 施設規模

■ 一時保護所の定員（児童定員30人）

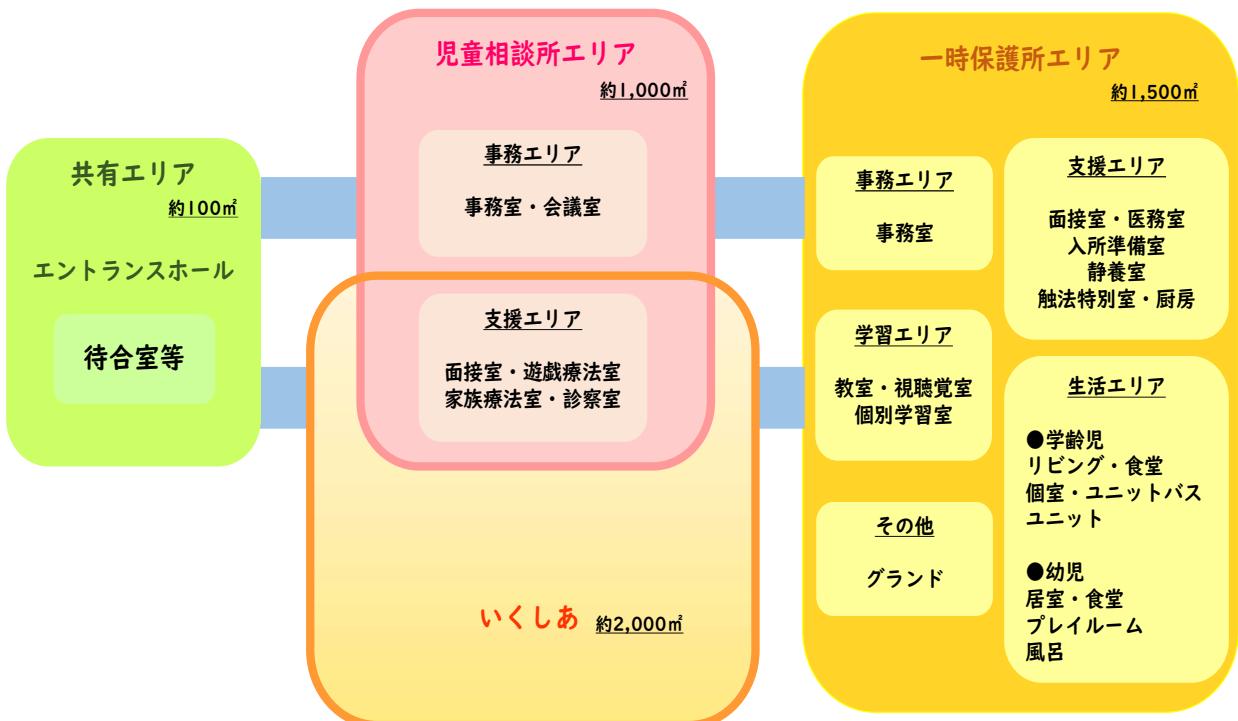
令和2年度以降、本市の1日あたりの一時保護児童の人数は30人程度で推移しており、県の一時保護所と里親や児童養護施設等への一時保護委託で対応しています。一時保護児童の人数は今後さらに増える可能性があり、また、家庭養育環境整備のための積極的な一時保護の活用も図りたいと考えていることから、本市の一時保護所の定員を30人とし、それに加え一時保護委託も活用することで、全体として、児童相談所が一時保護をためらうことなく、積極的に子どもの安全を守ることができる体制を整えていきます。

■ 施設イメージ

児童相談所・一時保護所のイメージは下図のとおりです。

本市では尼崎市公共施設マネジメント計画に基づく取組みを進めている観点からも機能的かつコンパクトな整備を行っていくにあたり、いくしあ、アマブライ、あまぽーと等の他の施設の活用も検討していくため、面積については変動します。

児童相談所・一時保護所 イメージ





(3) 整備予定地

一体的かつ高い専門性を有する相談援助や子どもに対して切れ目のない一貫した支援を実現するためには、いくしあと児童相談所との連携が必要不可欠であることから、あまがさき・ひと咲きプラザ（尼崎市若王寺）の敷地内に児童相談所の整備を予定しています。

また、あまがさき・ひと咲きプラザに児童相談所を整備することは、尼崎市立地適正化計画で位置付けている旧聖トマス大学の活用のコンセプトである既存施設を生かした新たな「学びと育ちを支援する拠点」づくりとも合致しています。

<整備予定地のポイント>

- ◎いくしあを中心とする一貫した支援、連携ができる場所
- ◎子どもの支援の専門性を有する支援機関を集約した場所
- ◎あまがさき・ひと咲きプラザ全体を活用し、子ども・保護者等の学びと育ちにつながる場所

(4) 児童相談所設置に係るスケジュール（予定）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設整備	設計		建設工事		運営開始
体制・組織・業務	検討、運営マニュアル作成、条例制定等				
人材確保・育成	職員研修派遣、職員採用				
地域・関係団体との説明	随時実施				
県・国との協議	協議、政令指定、事務引継ぎ				

※ 建築基準法第48条（用途地域）のただし書き許可に伴う手続きや基本設計時の工法等の検討、埋蔵文化財の調査等により、スケジュールが変更となる場合があります。

(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針

こども青少年局子どもの育ち支援センター
児童相談所設置準備担当

住所 〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号
電話 06-6423-7008
FAX 06-6409-4298